

令和5年度茨城県がん患者家族療養生活支援事業費補助交付要項

(趣旨)

第1条 県は、がん患者や家族の療養生活を支援するため、県内のがん専門医療機関等が行う「がん患者家族療養生活支援事業」に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、この補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助事業者等)

第2条 補助事業者、補助要件、補助対象経費、補助率、補助上限額及び補助対象期間は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 補助事業者	県内のがん専門医療機関等								
(2) 補助対象事業	補助対象となる事業は、次のすべてに該当する事業とする。 <ul style="list-style-type: none">・医療従事者(看護師、MSW等)が主体となって実施する事業であること。・がん患者や家族が、心身のリハビリテーション等を通して、心身の充実を図り、生活の質を高めることを目的とする事業であること。・「がん患者が心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援するための場」や「がん患者等が交流する場」の整備に係る事業であること。・月1回程度事業を実施すること。・利用者にアンケートを実施し、その結果を集計すること。								
(3) 補助対象経費	上記補助要件に該当し、補助事業者が負担した下表の経費 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>費目</th></tr></thead><tbody><tr><td>人件費</td><td>賃金、報償費、旅費</td></tr><tr><td>需用費</td><td>消耗品費、印刷製本費 備品購入費、食糧費 事業実施に必要不可欠なものに限る。</td></tr><tr><td>役務費</td><td>通信運搬費、広告料 使用料並びに賃借料</td></tr></tbody></table>	項目	費目	人件費	賃金、報償費、旅費	需用費	消耗品費、印刷製本費 備品購入費、食糧費 事業実施に必要不可欠なものに限る。	役務費	通信運搬費、広告料 使用料並びに賃借料
項目	費目								
人件費	賃金、報償費、旅費								
需用費	消耗品費、印刷製本費 備品購入費、食糧費 事業実施に必要不可欠なものに限る。								
役務費	通信運搬費、広告料 使用料並びに賃借料								
(4) 補助率	2分の1								
(5) 補助上限額	1箇所につき500千円								
(6) 補助対象期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日								

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、前条に定める補助対象経費の合計額と補助基準額を比較して、少ない方の額に、補助率2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第5条 知事は、補助金交付申請書を受理したのち、その内容が適正であると認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付決定の通知を行うものとする。また、補助

対象とならなかった交付申請については、補助金交付不採択通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（申請の取り下げ期間）

第6条 規則第8条第1項の知事の定める期間は、補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

（内容の変更等）

第7条 第5条の規定により交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、各配分額の20パーセント以内の増減についてはこの限りではない。

（概算払）

第8条 本事業に要する補助金は、県が必要と認める場合は、交付決定額の9割を限度として概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、事業完了後1ヶ月以内又は、令和6年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 補助金の額の確定は、補助金確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（帳簿等の保存）

第12条 補助事業者は、補助事業にかかる経費について、帳簿等を備えて、その出納を明らかにし、当該関係帳簿を事業完了の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（消費税仕入控除税額の納付）

第13条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、この場合において、当該消費税又は地方消費税の仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(その他必要な事項)

第14条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。